



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社三ツ星
代 表 者 代表取締役社長 塚本聡一郎
(JASDAQ・コード 5820)
問合せ先 執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6762-6953

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 72 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の 100 株への移行期限の決定について」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日をもって国内上場会社の普通株式の売買単位が 100 株に統一されることとなりました。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において原案のとおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株に併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の 1,900 万株から 380 万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	6,333,276 株
株式併合により減少する株式数	5,066,621 株
株式併合後の発行済株式総数	1,266,655 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、株式併合割合と同じ割合（5 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	19,000,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日）	3,800,000 株

(3) 併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	899 名 (100.00%)	6,333,276 株 (100.00%)
5 株未満	84 名 (9.34%)	92 株 (0.00%)
5 株以上	815 名 (90.66%)	6,333,184 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみを所有されている株主様 84 名（所有株式数の合計 92 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きはお取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。なお、本定款一部変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,900 万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>380 万株</u> とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 27 日開催予定の本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 24 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更 (第 6 条及び第 8 条) の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日 (予定) ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

添付資料

ご参考：単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的はなんですか。

A. 全国証券取引所は、「売買単位の 100 株への移行期限の決定について」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日をもって国内上場会社の普通株式の売買単位が 100 株に統一されることとなりました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を念頭におきながら、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

Q 4. 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 個	5 個	1,000 個	10 個	なし
例②	1,619 個	1 個	323 株	3 個	0.8 株
例③	811 個	なし	162 個	1 個	0.2 株
例④	443 株	なし	88 個	なし	0.6 株
例⑤	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

Q 5. 株式併合による資産価値への影響はありますか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 5 倍となるためです。

なお、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株式併合により所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A. 株主様が所有する当社株式数は、株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5株を1株）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主は何か手続きが必要ですか。

A. 特段のお手続きの必要はございません。

ただし、ご所有の株式が5株未満の場合は、株式併合により1株未満の端数株式となるため、これを当社がまとめて処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じたお支払いさせていただきます。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買い取りや買い増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

【お問合せ先】

ご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社の株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電 話：0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）